

次世代交通ビジョンおきなわ策定本部設置要綱

令和 7 年 7 月 11 日 本部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、次世代交通ビジョンおきなわ策定本部（以下「本部」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次世代交通ビジョンおきなわの策定に関することとする。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員に事故があるときは、その職務を代理する者は、委員として委員会に出席することができる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務代理の順位は、企画部を担当する副知事を第 1 順位とする。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 6 条 本部に、幹事会を置く。

2 幹事会は、本部を補佐し、本部に提示する事項について協議調整する。

3 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。

4 幹事長は、企画部企画振興統括監の職にある者を充てる。

5 幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、別表第 2 以外の職にある者を臨時に幹事として指名することができる。

7 幹事会は、幹事長が開催する。

(事務局)

第 7 条 本部の事務局は、企画部交通戦略推進課に置く。

2 事務局は、次世代交通ビジョンおきなわの策定にあたって、県民や学識有識者等から意見を聴取するものとする。

3 事務局は、特定の事項に関する協議や検討を行うため、必要に応じてワーキング会議を開催することができる。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年５月１９日から施行する。

別表第１（第３条関係）

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	政策調整監
〃	知事公室長
〃	総務部長
〃	企画部長
〃	環境部長
〃	生活福祉部長
〃	こども未来部長
〃	保健医療介護部長
〃	農林水産部長
〃	商工労働部長
〃	文化観光スポーツ部長
〃	土木建築部長
〃	教育長
〃	病院事業局長
〃	警察本部交通部長

別表第２（第６条関係）

区 分	職 名
幹事長	企画部企画振興統括監
幹事	知事公室地域外交統括監
〃	総務部総務統括監
〃	環境部環境企画統括監
〃	生活福祉部生活福祉統括監
〃	こども未来部こども未来統括監
〃	保健医療介護部医療介護統括監
〃	農林水産部農政企画統括監
〃	商工労働部産業振興統括監
〃	文化観光スポーツ部観光政策統括監
〃	土木建築部建築都市統括監
〃	教育庁教育指導統括監
〃	病院事業局病院事業統括監
〃	警察本部交通規制課長